

●香川県告示第174号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があった。

その関係図書は、香川県土木部港湾課及び高松市都市整備局河港課において平成27年6月2日から同月23日まで公衆の縦覧に供する。

平成27年6月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 出願年月日

平成27年5月1日

2 出願人の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

高松市番町4丁目1番10号

3 埋立区域

(1) 位置

高松市郷東町字乾新開796番地73に接する無番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結ぶ平成26年の秋分の日（D. L. +2.64メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点	四等三角点芝山（北緯34度21分10.2062秒、東経133度59分52.5292秒。以下「基点」という。）から76度43分38秒、1,724.75メートルの地点
②の地点	①の地点から109度51分41秒、2.06メートルの地点
③の地点	②の地点から199度50分51秒、1.50メートルの地点
④の地点	③の地点から109度50分51秒、12.17メートルの地点
⑤の地点	④の地点から199度45分11秒、97.00メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から289度50分51秒、12.16メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から199度50分51秒、1.50メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から289度50分49秒、2.10メートルの地点

(3) 面積

1,388.13平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

高松市郷東町字乾新開796番地73及び796番地73に接する無番地地内並びに796番地73に接する無番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とFの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点	基点から75度39分28秒、1,766.04メートルの地点
Bの地点	Aの地点から109度50分46秒、48.58メートルの地点
Cの地点	Bの地点から199度44分56秒、170.00メートルの地点

Dの地点	Cの地点から289度50分47秒、100.00メートルの地点
Eの地点	Dの地点から19度44分55秒、111.35メートルの地点
Fの地点	Eの地点から100度55分11秒、11.40メートルの地点

(3) 面積

15,207.18平方メートル

5 埋立地の用途

ふ頭用地